

取調べの可視化法案について早期に審議の上、速やかな成立を求める

1 民主党は、昨年12月4日、第168回国会（臨時会）において参議院に「刑事訴訟法の一部を改正する法律案（取調べの録画・録音による可視化法案）」を提出し、同法案は、同月26日、参議院法務委員会に付託され現在継続審議となっている。同法案は、取調べの全過程において録画・録音を定めるものである。

私たち自由法曹団は、同法案について、本年1月18日開会された第169回国会（常会）において早急に審議した上、速やかに成立させることを求める。

2 密室での取調べにおいて自白が強要され、数々の冤罪が生まれてきたことは、1960年代から始まっている再審闘争の中でもすでに明らかになっている事実である。1980年代には、死刑事件だけでも免田、財田川、松山、島田事件と4つの事件が再審無罪となり、いずれの事件においても自白強要の事実が明らかになっている。

しかしながら、依然として捜査における自白強要はなくなり、最近に至っても、志布志事件、富山氷見事件など次々と冤罪事件が明らかになっている。

日本の被疑者取調べの問題点は、国連拷問禁止委員会からも指摘されており、警察拘禁中のすべての取調べが録画等によって監視されるべきとの意見が出されている。また、取調べの可視化制度は、欧米のみならず、香港、台湾、韓国、モンゴルなどのアジアにおいても導入・義務付けがなされており、日本はすでに遅れをとっているといいよい。

また、これまで、裁判で自白調書の任意性（信用性）が争われると、その審理には長期間が費やされ必然的に裁判の長期化を招いてきた。しかし、取調べ全過程の録画・録音したものが存在すれば、迅速かつ適正な判断が可能となるのは明らかである。

自白強要をなくし、冤罪を生み出さないためにも、また、裁判の長期化を防ぐためにも、取調べの全過程の録画・録音は必要不可欠である。

3 民主党が提出した取調べの可視化法案については、参議院において早急に審議し速やかに可決の上、衆議院において早期の審議・成立がなされるべきである。

2008年1月23日

自由法曹団 団長 松井 繁明